

各委員からの意見への対応状況

審議会	内容	計画への反映状況
第1回	子育て支援課として、パパとかママに関する講習や講座はいろいろと設けてくださっていると思うのですが、祖父母を対象にした、子育てをしている世代に対する望ましい祖父母の関わり方を講習していただけるようなものがあつたらいいのではないかと今回のアンケート結果から感じました。 第3期にやってくださる事業の中に入れていただけたらありがたいなと思います。	以前、祖父母を対象にした事業を実施していた時期がありましたが、それほど多くの参加者が集まらなかったため、今は実施していません。 現時点では、計画に明記はしていませんが、祖父母への理解を求めていくことは必要なことであるため、今後、こういった方法がいいのかなど検討していきます。
第1回	アンケートの結果に一とおり目を通して、特に感じたのが、茂原で子育てをしていく上で、子どもたちの居場所が本当に少ないなということです。子育てのしやすい安心、安全に過ごさせるための居場所作り、住環境の充実を求める声が、経済的な問題と同じくらい多いです。安全に安心に、子どもたちが自由にのびのびと過ごせるような地域づくり、まちづくりをしてほしいです。	分野別施策に児童センター及び児童遊園の充実を新規事業として追加しました。(P60 事業番号 11) ※計画に新規と明記しますが、内容についてはこれまで実施していた事業です。
第1回	第5章の基本目標3の3ですが、「自殺対策の推進」が加わりましたが、具体的にどんな対応をしようとしているのかを教えてくださいなと思います。	分野別施策に、「こころの健康相談」を新規事業として追加しました。(P71 事業番号 33) ※計画に新規と明記しますが、内容についてはこれまで実施していた事業です。
第1回	第5章、基本目標1の5居場所や多様な遊びや体験・活躍できる機会づくりとありますが、具体的には、遊びとか体験とか機会づくりというのはどういう風に考えていますか。 子どもの遊び場、居場所とか、体験ができる場所ってすごく大事ななと思っています。	分野別施策に児童センター及び児童遊園の充実を新規事業として追加しました。(P60 事業番号 11) ※計画に新規と明記しますが、内容についてはこれまで実施していた事業です。

第1回	第5章の基本目標3の3について、子どもを犯罪などの被害から守るための活動推進とありますが、ここに「加害」というのを入れたらどうでしょうか。	現時点では対応できる事業がないことから、計画に明記はしていませんが、今後検討していきます。
第2回	今後は地域により、学童が今以上に必要になる学区と、そうでない学区に分かれることが考えられます。これに対する方策がありましたら教えてください。	地域格差について、方策としては、まだ考えてないのが現状です。次期計画の5年間では、現状のままの施設数と考えています。
第2回	次期計画の中で、子育て短期支援事業については、対象の施設の契約の範囲内で実施するということですか。	見込量については、要保護児童の名簿数をもとに、近隣の市原市で実施している状況を参考にして算出しました。 計画では、令和7年度からの確保方策を1か所としており、現在、施設と7年度から実施できるよう協議しています。
第2回	子育て短期支援事業について、児童養護施設ではなく、里親による事業は検討していますでしょうか。	特に計画には記載していませんが、里親による事業について、今後、前向きに検討します。
第3回	53ページ、(18)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）という新規の事業について、現在、鶴枝保育所や朝日の森保育所で行われている一時預かり保育との違いはありますか。 どこの保育所でも大丈夫なのか、予約が必要なのか等、具体的な違いがあるのか教えていただきたいです。 ちょっと子どもから離れて、休みたいというお母さん方もいらっしゃるので、1時間2時間でも気軽に預けられるところがあるとよいと思います。	具体的には決まっていない状況ですが、実施については、全保育所でこども誰でも通園制度を実施するのは難しいと考えています。 計画には、国の手引きに基づき、令和8年度からの受入れ人数について確保方策を記載しています。
第3回	52ページ(16)児童育成支援拠点事業に書いてある「家庭や学校に居場所のない児童等」について、一般の市民の方たちに説明する時、子どもたちが前向きになっていけるような言葉の使い方で周知していただけたらと思います。検討していただけますでしょうか。	「家庭や学校に居場所のない」を削除し、「課題を抱える児童等」としました。

第3回	52 ページ (17) 親子関係形成支援事業について、講義等は通年で行われるものなのか、単発で参加できるものなのかで保護者の参加のしやすさが変わってくると思います。どのように実施していくかは、もう決まっているのでしょうか。 この対象になる児童の年齢層はどのくらいの子どもを指しているのでしょうか。 実施場所は、市内のどういう施設を想定されているのでしょうか。	実施に向けて準備が進んでいない状況です。国のガイドライン等では、小集団で最大6回くらい実施するようになっています。 子どもの対象年齢は、乳幼児期、学齢期、思春期で関わり方が異なるので、年齢や学齢ごとに実施するようになると考えています。 現在、子どもとの関わり方で悩まれている方については、個別で「児童家庭支援センター こどものひなた」やいすみ市の「子山ホーム」に依頼して対応していただいております、このようなところで、小集団で実施していただけるかを検討していきます。 計画においては、実施について今後検討していくため、確保方策は0人としました。
第3回	56 ページ事業番号4 で、放課後子ども教室が廃止になったことについて、放課後、安心して預けられる場所、遊べる場所が、学童だけではなく、児童館や福祉センターで放課後子供教室を実施している地域もあります。 放課後子ども教室が、子どもたちが楽しく利用できるような場所として復活していただき、放課後に子どもたちが安全に過ごせる場所が増えるといいなと思います。	現時点では、計画に明記はしていませんが、可能な限り、放課後子ども教室を再開できるよう研究しながら進めていきます。
第3回	52 ページ (16) 児童育成支援拠点事業について、家庭や学校に対して居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設するとありますが、これは、行政が行う事業でしょうか。	この児童育成支援拠点事業につきましては、行政が行う事業です。ただし、直営でやるか、補助又は委託でやるか、方法はいろいろあります。 計画においては、実施について今後検討していくため、確保方策は0人としました。

第3回	70 ページ「子育て世帯にやさしい生活環境の整備」について、実績報告で、A 評価になっていました。市役所目線で見たら、A 評価になるかもしれないですが、子育てしている側から見ると、市役所に行くことは年に何回もなく、子育て世帯にやさしい生活環境の整備が整っているとは感じないと思います。 「子育て世帯にやさしい生活環境の整備」の事業がこの事業番号 31 の 1 つだけというのが、内容としては十分とはいえないと思っていました。	これまで、「子育て世帯にやさしい生活環境の整備」の評価については、庁舎内が中心になっています。計画では、公共施設全般についての記載のため、今後、庁舎内だけでなく、他の公共施設等の整備についても、検討していきます。
------------	--	---